

## 平成20年第1回美郷町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成20年1月15日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
- 第 5 議案第1号 美郷町町長、副町長及び収入役の給料及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第2号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第7号
- 第 7 議案第3号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第 8 議案第4号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第 9 議案第5号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会 事務局長	小野寺 光廣 君
教育長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 深澤 克太郎  
主 査 武田 浩之

庶務班長兼  
議事班長 後藤 貞江

---

#### 開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、21番、高橋 猛君、1番、鈴木 一君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1月15日、1日限りとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町の監査委員より例月出納検査、平成19年度予算11月分の報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### 町長の招集あいさつ

議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。本臨時会の招集にあたって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） 本日、平成20年第1回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、お礼申し上げます。

はじめに、料金等の過徴収についてご報告及びお詫びを申し上げます。

この度、平成16年11月から現在までに至るまでの簡易水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水使用料に過徴収があったことが判明しました。その金額は、合計で110万円あまりになります。過徴収の原因は、消費税法改正に合わせて合併時に条例を内税方式に改めたものの、電算システムの改修と連携が取れておらず、料金を従前と同じ外税方式で算出していたためです。その結果、消費税の端数処理で差異が生じておりました。過徴収となった料金等に関しましては、平成18年度までの過年度分と平成19年度の現年度分の2つに分けて、それぞれ還付金としてお支払いするよう作業を進めてまいりたいと存じます。また、条例に沿った電算システムについては、本年4月から稼働させていくよう準備を進めてまいりたいと存じます。そのため、本臨時会には、過年度分の還付に係る補正予算及びシステム改修に係る補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

今後はこのような事態が発生しないよう、業務間の連携強化と適切な事務推進を徹底してまいります。町民の皆さまに多大のご迷惑をおかけしたことに、心から深くお詫び申し上げます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号 美郷町町長、副町長及び収入役の給料及び旅費に関する条例の一部改正についてですが、ただ今ご報告及びお詫びさせていただきました件につきまして、管理監督責任を取らせていただきたく、私と副町長の給料月額を、一定期間減額するために必要な所要の規定の改正についてお諮りするものです。

議案第2号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第7号についてですが、灯油価格の高騰による経済的負担の軽減を図るための灯油購入費助成に係る扶助費、並びにただ今申し上げました過徴収金のうち、基金を持たない下水道事業特別会計の過年度分の還付にかかる繰出金

の計上について、お諮りするものです。

議案第3号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号、議案第4号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号及び議案第5号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてですが、料金等の適正な計算を行うためのシステム改修費及び過徴収した過年度分の還付金の計上について、お諮りするものです。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつとします。

---

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第1号 美郷町町長、副町長及び収入役の給料及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 議案第1号につきましてご説明いたします。町長の招集あいさつにもございましたとおり、先般、水道料金等の過徴収という事務処理上のミスが判明してございますがこの事態に対して管理監督責任ということにより町長及び副町長の給料月額を減額するものでございます。減ずる額でございますが町長は100分の10、1ヶ月、副町長は100分の5、1ヶ月としいずれも2月分の給料に適用するものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第1号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 美郷町町長、副町長及び収入役の給料及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第2号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第7号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 議案第2号についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入でございますが、今回の補正に要する経費は全額普通交付税を充当させていただきたいと思っております。補正額506万9,000円のうち500万円でございますが、これは歳出でご説明いたしますが灯油購入費助成事業に要する経費でございます。この経費に対しては県から4分の2、国から4分の1助成されるものと想定してございますが、まだはっきり具体的なものは示されてございません。今回の補正予算編成時点では県の助成は公表されておりませんでしたので助成割合、助成額が確定された後に歳入補正の措置をさせていただきます。以上です。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） それでは続きまして歳出の方をご説明させていただきます。10ページをご覧ください。3款1項1目20節の扶助費でございますけれども、昨年来の原油高によりまして灯油価格の高騰が続いているため灯油高による生活への影響が大きいと考えられる低所得世帯のうち特に支援の必要な高齢者世帯など家計への負担を軽減し、もって福祉の向上を図ることを目的に本年度に限り冬季の採暖に必要な灯油購入費の一部を助成するものでございます。議案資料集の方をご覧ください。事業の概要でございますけれども対象世帯は高齢者のみの世帯、重度の障害者が同居している世帯、1人親世帯であって平成19年度の町民税が非課税の世帯でございます。対象世帯数は1,000世帯と見込んでおります。なお、福祉施設に入所している方、長期入院中の方は除きます。また、生活保護世帯については冬季加算として11月から3月にかけて月額約2万円前後の保護費の加算金があることから対象から除いております。助成金額でございますけれども内閣府が12月に発表した今季の灯油高が冬季間

に家庭に影響を与える試算額のうち、一昨年並みの厳冬の場合の東北地方の影響額として算出された9,034円を参考にこのおおむね2分の1にあたる一律5,000円を助成するものでございます。助成金は口座振込としております。また、事業の実施につきましてはできるだけ早く助成できるよう事業の周知や申請書の配布回収にあたって民生児童協議会の委員、あるいは社会福祉協議会に協力をお願いすることにしております。なお先ほど総務課長が申し上げましたとおり、国では特別交付税措置をすることとしているほか、具体的な対象者など詳細はまだ不明ではございますけれども県においても灯油購入に対する助成事業を実施することとしております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 8款5項1目28節の繰出金でございますが、これは過徴収の還付等に伴います下水道事業特別会計への繰出金でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、武藤 威君。

9番（武藤 威君） 福祉灯油のことですけれど、これは新聞に報道されたということで考え色々あると思いますけれども「今更何言っているのか。」と言う方もおるかもしれませんけれども、しかしながらただいまの説明を聞く中で、2、3私なりに聞きたいと思います。まず一つは先般の政府の対策が決まって県レベルで灯油の購入費の助成という対応。全県的な。それにつきまして当町では例えば全県的に順番とか何かそういうことがあってこういう時期になったのかその辺を聞きたいと。それから生活保護世帯は除くと今説明されましたけれども2万円の冬季加算があるという理由だそうなんですけれどもいずれこの加算額は固定されておると。やはり11月から3月までということで灯油の高騰が他の低所得の世帯と同じように生活保護世帯も直撃しておるわけでございます。私から言うまでもなく生活保護世帯は高齢者、またいろいろあちこち痛いという方々の世帯が多くおりまして早く寝るとか風呂を4日、5日がまんすとかなどしておるのが実情でございます。そういう意味では冬季の暖房確保できるかどうかは死活問題となっておるわけでございます。いずれにせよ生活保護制度は、本来は国の責任なわけでございますけれどもこういう緊急事態の今、町で福祉灯油の対象にやはり生活保護世帯もみていかなければならないのではないかと。私は私なりにそう考えておるわけでございます。やはり新聞報道によりますと国も生活世帯を福祉灯油の補助対象にしてもよいと各行政に通達していると聞いております。また、県の生活環境文化部の資料を見ても



した。灯油の需要圏、10月から3月まで値上げによる家計の影響は、配達の場合だそうですがそれでも2万2,971円と試算してもおるわけでございます、3月31日までの時限立法ということですがそれでもその頃になれば少しは暖かくはなるとは思いますけれどもそういう中で新聞に出たからよそでこうだから言うのはちょっと私、疑問に思いますし、それからさきがけ新聞にも載っておりましたし、今説明にありましたけれども口座振込とすると。口座のない人はどうするのかと。これは北海道の次、進んでやったのが新潟のようですけれども新潟の津南町でした。そこでは役場職員が状況を見るために各家々を回りながら手配りしたという報道さえあるわけです。果たして対象者が、もう言いましたけれどもその人たちが本当に足を運んでこの町まで5,000円もらうために来るかどうかと。まさかタクシー頼んでくれば往復でそれぐらいなってしまうし、その辺をもうちょっと考えた方がよいのではないかなと言うことです。その辺聞いておきたいと思います。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） ただいまの武藤議員の質問についてお答えいたします。福祉灯油全県で順番があったかという話でございますけれども一切関係ございません。ただ、動機付けになったのは特別交付税措置があるということ。これが一つの動機付けになっていることになります。それから生活保護世帯についての支援の関係でございますけれども、武藤議員が先ほど申し上げましたとおり生活保護法という法律そのものは最低生活を保障するための制度でございます、その第3条でこの法律により保障される最低限度の生活は健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないというふうな規定がございます。灯油高に対しましても本来であれば生活保護の支給基準を上げることによって対応すべきものであろうとは考えておりますけれども、ただ今般、県の方で緊急助成事業として行う事業の中に生活保護世帯も含めていることを考えてみますと県の意図もあるかと思しますのでそこら辺を確認しながら改めて検討して行きたいと考えております。それから口座振込の件でございますけれども、私どもとしては原則として口座振込としております。ですから口座のない人にわざわざ口座を作ってほしいというような要請はするつもりはございませんのでそこら辺は柔軟に対応したいと思っております。以上です。

議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君。

9番（武藤 威君） 確かに憲法24条から言えば最低限度の生活を保障しなければいけないという表現があるわけでございますけれども、実際は外を回ってみれば一番良く分かるわけで

ございますけれども、先ほども言いましたけれども早く寝るし、風呂も我慢している方がたくさんおるわけでございましてそういうものを予定まで作って概算でしょうけれども予定があるようでございます。来たくても来られない方も必ず出ると思いますのでその辺をよく手当てをしていただきたい。そのことをお願いしたい。以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁は必要ですか。いりませんか。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 先ほどの説明の中にもちょっと入れさせてもらいましたけれども、我々だけで回りきるのはとても大変でございますので民生児童委員、あるいは社協そういったいろいろな情報を持っている団体に協力をお願いしておりますのでそこら辺は必要な方に福祉灯油が回るような手配をしたいと思っております。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） 辻課長さんの今の答弁でちょっと理解できなかったのですが、生活保護世帯には県の対応を見ながら検討したいという確かそういう発言だったと思います。と言うことは県の対応いかなでは生活保護世帯も対象とするようなことを町としても考えるとそういう発言ですか。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 県の対応というよりも県の方では緊急助成事業として第一便でわれわれの方に届いたファックス、新聞報道にもありましたけれども生活保護世帯を含めて考えております。県がなぜ生活保護世帯を含めたか。その意図を確認したいと思っております。先ほど申し上げましたとおり本来であれば生活保護費という形で支給されるのが適当ではないかという考えがございますので県がなぜ生活保護世帯も含めて福祉灯油の対象にしてきたかという意図を改めて確認したいと思っております。

議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） もう一度確認しますが生活保護への冬季間の加算というのは毎年行われている事ですね。ですから今回みたいに急激に灯油高になった時には毎年行われている加算額にやはりプラスするべきものではないかとそういうことじゃないですか。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） そういうことです。本来であれば生活保護費として対応すべきものではないかと思っております。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） 福祉灯油ということについては大変結構な制度だというふうに思います。この灯油高についてはこの生活の厳しいという方だけじゃなくてやはり今、灯油の値段が高いと言うことが各公共の施設関係でもかなり窮屈にしている部分があるようです。ですからやるということも確かに大事ですけどもやはり、購入の方法、もう少し安価に購入できるようなシステムをもう少し工夫する余地があるのではないのかなというふうに思います。町の施設には当然、地元ということで非常に町内を優先したものの考え方でやられておるといことは大変結構ですが、それにもましてやはりこの高値の灯油を春の予算を組む段階、秋の値段が改正になる段階、そして本番冬になって異常な高値ということに対する対応については、この福祉灯油のみならずやはり全般的に町内の公共施設等についても非常に苦慮されておるので購入のあり方についてももう少し検討する余地がないのかということをお尋ねしたいのですが。現在どのような方法でやられているのかお尋ねしたいということです。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。今油類の購入につきましては町内業者を限定して入札で行ってございます。

議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） 当然、公平公正にという原則に基いた入札方法だと思いますが、もう少し価格に幅があるのではないのかなというように思われます。例えば各家庭、各家々にホームタンク等がある場合とかまた、大きな地下タンクがあってそれに供給する場合の価格の差額等は当然あるとは思いますが、出来るだけ安価に供給できるような体制を取られているかどうかもうちょっとお尋ねしたいのですが。というのは小口と大口の違いもあるのでしょうか。

議長（伊藤福章君） 副町長。

副町長（佐々木敬治君） 私からお答え申し上げます。大口の施設につきましては3ヶ月に一度、指名競争入札、単価入札をしております。したがって本来であれば当初落札した単価で3ヶ月推移していくというのが原則ですが、業者の方からも色々要望がありますけれども現在のところは当初見積もりした落札した単価で推移するという形を取っております。それからそれ以外の小口の施設、いわゆる宅配の様な形のものが相当するかと思いますが、これは単価見積もりをいたしまして低い単価を協定単価といたしましてその単価で納品でき

る業者の方々から各小口の施設に納入していただくといった形を取っております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第2号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第7号は原案のとおり決しました。

---

#### 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第3号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは簡易水道事業特別会計につきましてご説明いたします。

はじめに今回の過徴収につきまして住民の方々に大変ご迷惑をおかけしましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。18ページをお願いいたします。1款1項1目13節の委託料でございますが、これは過徴収に伴い平成20年4月から条例に規定する金額で運用するためのシステム変更委託料でございます。23節につきましては過徴収に伴います平成16年11月から平成19年3月までの還付金でございます。なお、平成19年度分につきましては平成20年度当初予算に約31万6,000円計上する予定でありますのでどうかよろしくお願いしたいと思います。なお、対象戸数は2,700戸でございます。17ページをお願いいたします。歳入でございますがこ

の財源といたしまして基金から繰り入れるものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第3号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号については原案のとおり決しました。

---

#### 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第4号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それではご説明いたします。下水道事業特別会計につきましても過徴収に伴う補正でございます。26ページをお願いいたします。1款1項1目13節の委託料でございます。過徴収に伴いますシステム変更委託料でございます。23節は過徴収に伴います平成18年度分、平成19年3月までの還付金でございます。なお、平成19年度分につきましては平成20年度当初予算に1万6,000円計上させていただきたいと考えております。なお、対象戸数は600戸でございます。25ページをお願いいたします。歳入でございますがこの財源といたしまして一般会計より繰り入れるものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

---

#### 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長(伊藤福章君) 日程第9、議案第5号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) それではご説明いたします。農業集落排水事業特別会計につきましても過徴収による補正でございます。34ページをお願いいたします。1款1項1目13節の委託料でございますがこれも過徴収に伴いますシステム変更委託料でございます。23節につきましては課徴収に伴います平成19年3月までの還付金でございます。なお、平成19年度分につきましては平成20年度当初予算に2万3,000円計上させていただきたいと考えております。なお、対象戸数は650戸であります。33ページをお願いいたします。この財源といたしまして基金から繰り入れるものでございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） この委託料でございますけれども簡易水道の方を見ますとかなりの額でございます。下水道と集落排水の金額がどのような形で違うものか説明願います。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。今回の過徴収につきましては簡易水道につきましては美郷町全域、それから下水道につきましては六郷地域、集落排水につきましては千畑地域となっております。このシステムの改修費につきましては全体で90万円でございます。それでこの90万円をそれぞれ還付金の額によりまして按分して計上させていただいております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第5号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号については原案のとおり決しました。

---

#### 閉会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして平成20年第1回美郷町議会臨時会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時40分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成20年1月15日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署名議員 高 橋 猛

署名議員 鈴 木 一